

201224015B

厚生労働科学研究費補助金
障害者対策総合研究事業

成年後見の実務的・理論的体系化に関する研究

平成23～24年度 総合研究報告書

研究代表者：宮内康二（東京大学政策ビジョン研究センター 特任助教）

平成25(2013)年3月

目 次

総合研究報告

成年後見の実務的・理論的体系化に関する研究	1
宮内康二、飯間敏弘、甲斐一郎、森田朗、齋藤真由美、黒河昭雄、太田響子	
1. 研究の目的と方法	2
1.1. 研究の目的	
1.2. 研究の方法	
2. 後見等開始申立の態様	5
2.1. 後見申立の主要な目的	
2.2. 後見申立の目的	
2.3. 後見制度利用の契機	
2.4. 症状発症から後見等開始までの期間	
2.5. 後見開始申立をめぐる状況	
2.6. 本人調査と精神鑑定	
2.7. 後見開始申立書の作成	
2.8. 第三者後見人および監督人選任の理由	
3. 後見関係者の社会的属性	15
3.1. 後見関係者の性別	
3.2. 後見関係者の年齢	
3.3. 後見関係者間の関係	
3.4. 後見関係者の職業	
3.5. 後見関係者別の職業構成	
4. 後見等の形態	27
4.1. 後見の種類や人数など	
4.2. 後見人などの在任期間	
4.3. 後見業務において生じた問題	
5. 本人の状況	33
5.1. 本人の健康状態	
5.2. 本人の要介護認定・障がい認定の取得状況	
5.3. 本人の居住状況	
5.4. 本人の世話の状況	
6. 本人との面会状況	40
6.1. 本人との面会回数と時間	
6.2. 面会回数および面会時間の分布	

7. 後見事務報告書の作成・提出状況	45
7.1. 後見事務報告書の作成者	
7.2. 後見事務報告書の提出回数と間隔	
8. 本人の資産の状況	48
8.1. 保有資産の金額と推移	
8.2. 保有資産の業態間比較	
8.3. 金融資産と不動産の内訳と推移	
8.4. 総資産の構成とその変化	
8.5. 資産の変化率の推移	
8.6. 総資産額の分布状況	
9. 本人の収支の状況	60
9.1. 収支等の全般的状況	
9.2. 収支等の推移の全般的状況	
9.3. 収支等に関する業態間比較	
9.4. 収入の内訳とその推移	
9.5. 支出の内訳とその推移	
9.6. 収支等の変化の状況	
9.7. 収支等の金額の分布状況	
10. 後見報酬の状況	76
10.1. 報酬付与の有無	
10.2. 報酬額の分布状況	
10.3. 平均報酬額の全般的状況	
10.4. 保有金融資産と報酬との関係	
10.5. 特別な業務と報酬額との関係	
11. 後見業務の実施に係る状況	80
11.1. 本人の財産の取扱や親族対応などの状況	
11.2. 本人の判断能力低下にともなう経済的損失の状況	
12. 後見業務に対する後見人の認識	90
12.1. 後見業務遂行における後見人の役割意識	
12.2. 後見業務の難易度・煩雑度に関する認識と期待報酬額	

13. 後見人によって実施される業務内容に関する分析	122
13.1. 後見業務の内容の全般的傾向	
13.2. 後見業務の実施率	
13.3. 後見業務の実施回数	
13.4. 後見業務の実施時間	
13.5. 後見業務の取扱金額	
14. 後見人の活動に対する評価	155
14.1. 後見人への評価(本人(軽度)、周囲の人、後見人による評価)	
14.2. 後見人への評価(本人(重度)による評価)	
14.3. 後見監督人への評価	
15. 諸外国における公的後見機関に関する事例検討(オーストラリア・タスマニア州と カナダ・ブリティッシュコロンビア州を例として)	174
15.1. はじめに	
15.2. オーストラリア・タスマニア州における公的後見機関	
15.3. カナダ・ブリティッシュコロンビア州における公的後見機関	
15.4. 結びに代えて(自治体の関与のあり方をめぐって)	
16. 現行の報酬決定システムの構造に関する分析	192
16.1. 分析の枠組み	
16.2. 本人の財産と後見業務の関係に関する分析	
16.3. 後見業務とその評価の関係に関する分析	
16.4. 業務評価と報酬の関係に関する分析	
16.5. 後見業務と報酬の関係に関する分析	
16.6. 本人の財産と報酬の関係に関する分析	
16.7. 総合的分析	
16.8. 本分析のまとめと含意	
17. 本研究のまとめと今後の展望	224
17.1. 本研究のまとめ	
17.2. 今後の課題と展望	
・参考文献	239
・資料	241
1. 後見業務の状況に関する調査票	
2. 後見人への第三者評価に関する調査票	

成年後見の実務的・理論的体系化に関する研究

研究代表者： 宮内康二（東京大学政策ビジョン研究センター 特任助教）

研究分担者： 甲斐一郎（東京大学 名誉教授）

森田朗（学習院大学法学部政治学科 教授）

齋藤真由美（東京大学政策ビジョン研究センター 特任研究員）

飯間敏弘（東京大学政策ビジョン研究センター 特任研究員）

研究協力者： 黒河昭雄（東京大学政策ビジョン研究センター）

太田響子（東京大学公共政策大学院 特任研究員）

・研究要旨

高齢化の進展とそれともなう認知症高齢者等のさらなる増加によって今後生じてくる諸問題に対応するために、成年後見制度の普及や利用促進、その担い手となる人材の育成・支援などが、これまで以上に必要とされている。このような課題に対処するため、本研究は、後見実務の実態を明らかにし、適切な後見のあり方を実務的かつ理論的に検討・分析することを通じて、今後目指すべき後見のあり方を提示することを目的とする。

本研究は、主に4つの主要な分析（①後見業務の評価に関する分析、②後見業務の内容に関する分析、③後見人の適性や業務体制等に関する分析、④後見報酬に関する分析）から構成されている。本報告書では、後見実務全般について、その実態を客観的に明らかにするための実証分析を行った。具体的には、後見人等へのアンケート調査や各種後見関連資料の収集などを通じて、後見実務に関する各種データを広範に収集・整理し、データベースを構築した上で、後見実務の諸側面における実態を、主に計量分析を用いて明らかにした。

研究成果としては、後見実務の諸側面として、①後見業務の実施状況、②後見関係者の社会的属性や本人の状況、③後見等の形態、④本人の資産や収支の状況、⑤後見報酬の状況、⑥後見業務に対する後見人の認識、⑦後見業務の詳細な実施内容、⑧後見人の活動に対する評価、⑨現行の報酬決定システムの構造、のそれぞれについて、その実態を実証的に明らかにした。その際特に、①業態間比較と、②後見報酬と後見実務の関係、に重点を置き、また比較研究として海外の後見事例を参照しながら、各業態の特徴を析出するとともに、多変量解析等を用いて後見報酬と後見実務の諸要素との相関関係を解明することなどを通じて、後見実務の実態を明らかにした。

1. 研究の目的と方法

1.1. 研究の目的

判断能力が十分でない認知症高齢者、精神・知的障がい者等が約 700 万人にものぼる中、増加する認知症高齢者への対応や、精神・知的障がい者の地域生活への支援などの必要性が高まっている。また、高齢化の進展と、それにとまなう認知症高齢者等のさらなる増加によって生じる諸問題（増大する一人暮らし高齢者への対応、認知症高齢者や知的・精神障がい者の身上監護ならびに財産管理に対する支援、後見制度を必要とする人々の制度利用の促進、認知症高齢者や障がい者などを支える家族等の負担軽減など）が今後ますます重要な課題となっていく。このような状況に鑑み、成年後見制度の利用促進、その担い手となる人材の育成・支援、地域における後見人の一層の浸透・活用などが、これまで以上に必要とされている。

このような中、後見制度に関するこれまでの研究は、主に法学的視点からの法制度研究が中心であった。他方、後見実務の実態に関する実証的研究（例えば、後見人が行う業務の内容に関する研究、被後見人やその周囲の人による第三者評価に関する研究、客観的データに基づく制度設計や運用に関する研究など）は、いまだほとんど行われていないというのが実情である。また一般の国民や行政などからみて、後見の実態は今なお不透明なままである。以上のことから、本研究は、後見実務の実態を明らかにし、適切な後見のあり方を実務的かつ理論的に検討・分析することを通じて、今後目指すべき後見の方向性を提示することを主要な目的とする。

本研究のような後見に関する実証的な研究を行おうとする際、後見実務と後見報酬に関する分析は特に重要となる。

成年後見を、後見人等による被後見人等に対する後見サービスの提供と捉えたとき、このサービスの質を評価する客観的指標は現在のところほとんど存在していない。成年後見においては、主にサービス受容者が、判断能力が不十分な人達であるという理由から、通常のサービスであれば得られるはずの客観的な評価指標（売上高や顧客満足度など）を得ることができないのである。そのなかで、唯一客観的な指標となりうるものが後見報酬である。その意味で、後見報酬の決定根拠の客観性を確保することは非常に重要である。

またこの後見報酬は、後見人等（特に第三者後見人）に対する経済的インセンティブとして働くゆえ、この後見報酬の算定基準のあり方は、後見人等の仕事のやり方や意欲などに決定的な影響を与える。この意味においても、後見報酬の算定基準をより客観的で公正なものにすること（さらにはその基準をある程度公表すること）が非常に重要となる。

以上のような観点から、本研究では後見報酬の現状を客観的に明らかにするとともに、この後見報酬と後見実務の諸要素（後見活動のあり方や本人の資産・収支の状況など）との間の関係を、多変量解析等を用いて析出することを通じて、後見実務と後見報酬等の実態について実証的に明らかにすることを目指す。

1.2. 研究の方法

1.2.1. 研究全般の方法

まず、本研究全体の枠組みを示すと、主に次の4つの主要な分析から構成されている。

すなわち、①後見業務の第三者評価に関する分析（後見業務に対する客観的評価に関する分析）、②後見業務の整理・分析（後見人によって行われている後見業務の内容に関する分析）、③後見人の適性および業務体制についての分析（後見人の業態や社会的属性、後見の形態などに関する分析）、④後見報酬に関する分析（現行の報酬決定システムの構造に関する分析）である。

まず研究初年度（平成23年度）は、これらの研究を進めていくための基礎を構築するための作業として、後見実務全般の実態を客観的に明らかにするための実証的な分析を行った。具体的には、①後見等開始申立の態様、②後見関係者の社会的属性、③後見等の形態、④本人の状況、⑤本人との面会状況、⑥後見事務報告書の作成・提出状況、⑦本人の資産の状況、⑧本人の収支の状況、⑨後見報酬の状況、のそれぞれについて、その実態を実証的に明らかにした。

そしてこれを受けて研究最終年度（平成24年度）は、初年度の研究をさらに発展させるために、次のような実証的かつ計量的な各種分析を行った。すなわち、後見人が行う業務内容に関する詳細な分析、後見人が後見業務に対して抱えている認識に関する分析、後見業務に対する客観的評価に関する分析、海外の後見制度に関する事例研究などの分析である。そしてその上でこれらを総合する形で、後見を形作る主要な構成要素（本人の財産、後見業務、業務評価、後見報酬等）の相互関係を明らかにする計量的な分析を行った。

本研究の具体的な研究方法としては、概略以下のような方法で行われた。

[表1] 調査対象件数

後見関係者	調査対象者数
本人	393
後見人等	413
協力者	48
監督人	40
申立人	341
後見人候補者	196
本人の周囲の人	58

後見業務の実態について客観的に把握すべく、後見関係者（後見人等、被後見人本人、および本人の周囲の人など）へのヒアリングなどを通じて調査研究のためのフレームワークを構築し、その上で、後見関係者へのアンケート調査や各種後見関連資料（後見事務報告書、報酬付与審判書、後見登記事項証明書、後見業務日誌など）の収集などを通じて、後見実務に関する各種データを広範に収集・整理した。このデータ収集によって、本人393人、後見人等^{*1}413人、本人の周囲

の人58人といった、さまざまな後見関係者らの多様な情報を収集・整理することができた^{*2}。この収集作業により得られたサンプル数等を一覧表の形で示したのが、表1である。

そして、各調査対象者から得られた後見実務に関する各種情報をデータベース化した上で、後見実務に関するさまざまな側面についての分析を行った。具体的には、①後見業務の実施状況、②後見関係者の社会的属性や本人の状況、③後見等の形態、④本人の資産や収支の状況、⑤後見

^{*1} 本稿では、後見人、保佐人、補助人を総称して「後見人等」ないし「後見人」と呼び、また被後見人、被補佐人、被補助人を総称して「本人」と呼ぶことにする。

報酬の状況、⑥後見業務に対する後見人の認識、⑦後見業務の詳細な実施内容、⑧後見人の活動に対する評価、⑨現行の報酬決定システムの構造、に関する分析である。

これらの分析の際に重視したのが、業態間の比較である。今回の研究では、業態間の比較分析として、後見事案を大きく、①親族後見、②第三者後見（専門職や市民後見等）に分けた上で、それぞれの業態の特徴などを析出し、業態間でどのような違いが生じているのかという点を明らかにした。その際、特に業務内容等の分析においては、さらに本人と後見人等の同居・別居の違いを考慮して、①親族後見（同居）、②親族後見（別居）、③第三者後見（別居）、を区別しながら分析を行った。

さらに本研究では、日本の後見制度と後見実務のあり方を考察する上での参照事例として、海外における後見制度の事例、具体的にはオーストラリアとカナダの後見制度とその運用の態様について検討した。

その上で、本研究の締めくくりとして、①本人の財産、②後見業務、③後見業務の評価、④後見報酬など、の相互関係について総合的な分析を行った。その際、後見における一つの理念系として、合理的な後見報酬決定システム（業務・評価・報酬）の枠組みを提示し、後見実務の実態と照らし合わせながら、現行の後見報酬の決定構造（後見報酬がどのような要素や基準によって決められているか）を明らかにした。

1.2.2. 倫理面への配慮

本研究においては、多数の後見人等に対するアンケート、インタビューなどを通じて、多くの個人情報収集が行われることから、この個人情報の適切な取扱いが非常に重要な課題となる。

本研究において収集された個人情報は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「東京大学の保有個人情報の適切な管理のための措置に関する規則」並びに当研究室が独自に制定している「個人情報取扱規程」に基づき、厳重に管理された。

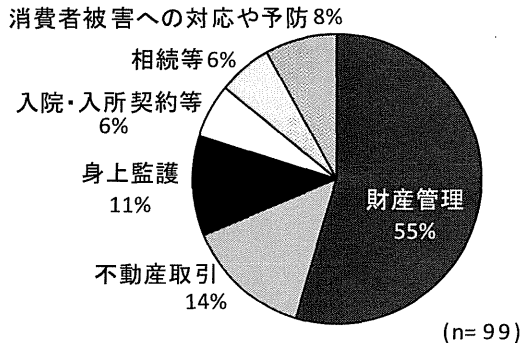
² 本研究におけるサンプルの収集に関しては、後見に特有ともいえる一定の限界があった。本来計量的な研究を行う際のサンプルの収集は、ランダム・サンプリングを行うことが原則であるが、後見の研究においては、その実施が極めて困難である。後見利用者の名簿などといったものが存在しないのは勿論のこと、親族後見に至っては、後見利用者が全国のどこにいるのかを探すこと自体が至難の業である。本研究においては、さまざまなネットワークや関係性を用いて、後見事案の探索を行ったが、その結果、収集されたサンプル数において業態間に一定の偏りが生じてしまうことになった。一部の分析においては、この業態間のサンプル数の偏りが、分析結果に影響を及ぼすおそれがあったため、その分析についてはサンプル数の調整を行った。その調整の方法としては、本研究における業態間のサンプル数の比率を、司法統計（最高裁「成年後見関係事件の概況」（2011年度））で公開されている業態間の件数の比率に合わせる（親族後見を基準にして、司法統計における業態間比率を、他の業態のサンプルに乗じる）ことによって、サンプル数の偏りを是正した。

2. 後見等開始申立の態様

2.1. 後見申立の主要な目的

まずはじめに、人々が後見制度を利用しようとする際、その主要な目的は何であるのかということを見ていく（図 2-1）。

[図2-1] 後見開始申立の最も主要な目的



後見制度の利用にあたって最も主要な目的とされているのは、本人の「財産管理」であり、全体の半数以上を占めている。これに「不動産取引」を加えた広義の財産管理は、全体の約7割までを占める。

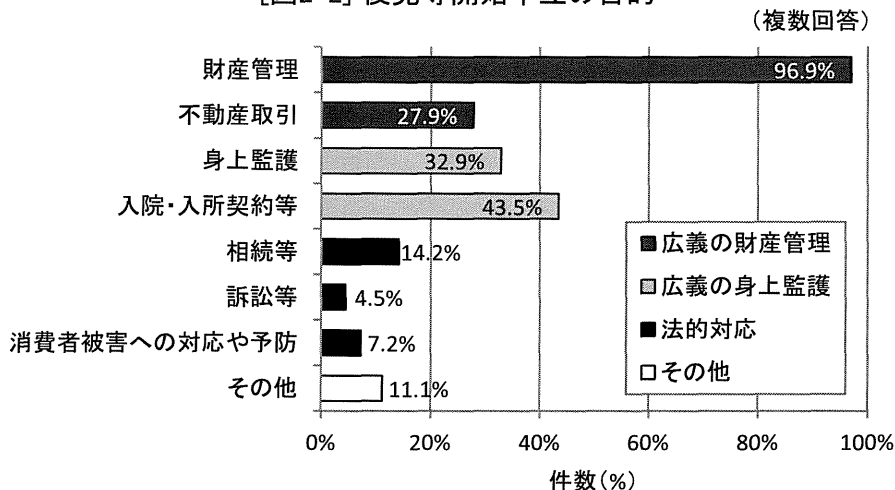
これに対し、一般に後見制度の重要な要素と考えられている「身上監護」を主要な目的とするものは全体の1割強であり、「入院・入所契約等」を合わせた広義の「身上監護」でも、全体の2割に満たない。

他方、法的対応（相続、遺産分割、訴訟、和解、示談等の法律行為）を目的とするものとしては、「相続」と「消費者被害への対応や予防」がそれぞれ1割以下と少数であり、さらに「訴訟等」を主要な目的とするものは一例もみられない。このように全体としてみた場合、法的対応を主要な目的とする事案の数はかなり低い水準にあるといえる。この法的対応については、しばしば法的業務における法律専門職の優位性が主張されているところであるが、そもそも後見開始申立において、主要な目的とされること自体が非常に少ないという事実は認識しておくべきであろう。

2.2. 後見申立の目的

次に、後見等開始を申し立てる目的を複数回答で答えてもらった調査結果を見てみる（図 2-2）。

[図2-2] 後見等開始申立の目的

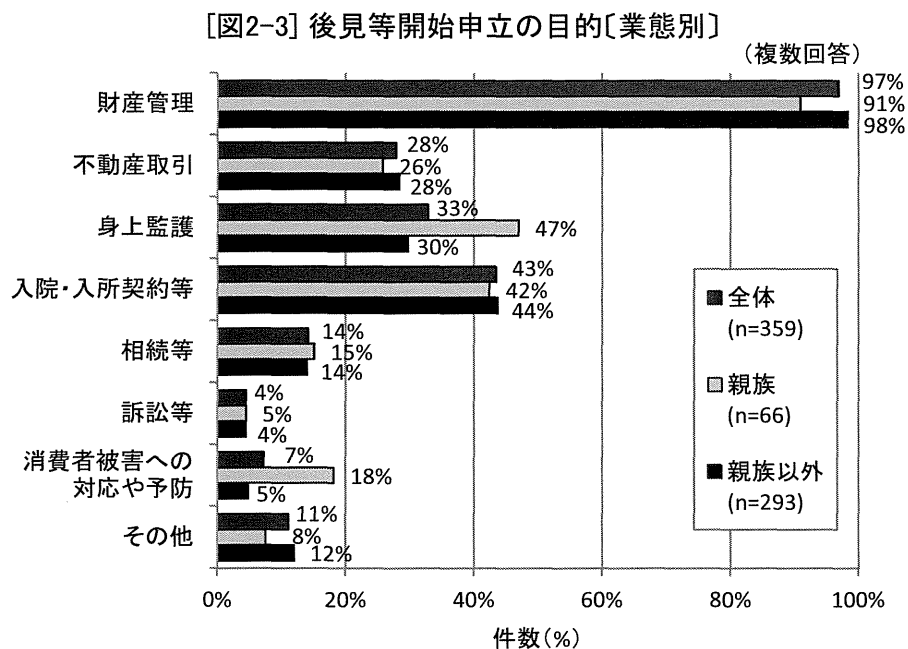


すると、広義の財産管理（「財産管理」（ほぼ全事案）＋「不動産取引」（全体の約3割））を申立の目的とする事案の割合が突出していた。このように開始申立のほとんどのケースにおいて、財産管理がその目的に含まれていた。

これに対して、広義の身上監護（「身上監護」（約3割）＋「入院・入所契約等」（約4割））は、ある程度のケースで目的とされているものの、その割合は財産管理の半分程度である。また、法的対応を目的とするものはさらに少なく、多い順に「相続」、「消費者被害への対応や予防」、「訴訟等」であった。

このことから、後見制度を利用する際、ほぼすべての事案で財産管理がその目的の1つとされているが、身上監護を目的とする事案の数は限定的であり、法的対応を目的とするものはさらにその数が少ない、ということが分かる。

さらに、これを業態別にみると次のような特徴を指摘できよう（図2-3）。



まず全体的傾向を見ると、親族後見、親族以外の後見（＝「第三者後見」）ともに、よく似た特徴を示しており、特に財産管理を目的とするものが、いずれも9割以上の高い割合となっている。

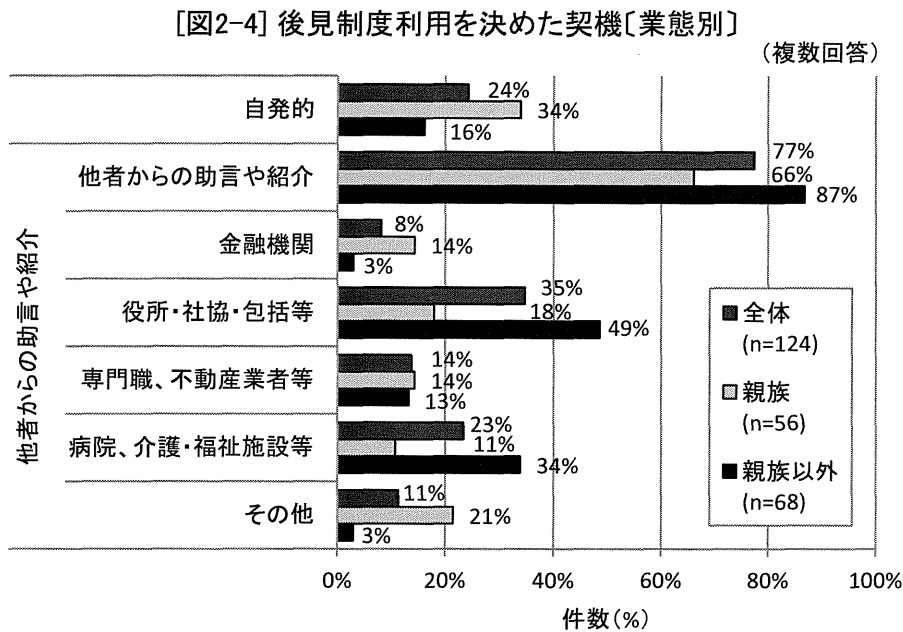
一方で、違いがみられるのは「身上監護」と「消費者被害への対応や予防」についてである。

まず「身上監護」についてみると、親族後見の約4割以上が身上監護を重視しているのに対して、第三者後見（親族以外の後見）ではそれは3割ほどに過ぎない。第三者後見の事案においては、身上監護の重要性はやや低く認識されていることが指摘できよう。

次に「消費者被害への対応や予防」についてみると、親族後見の場合には全体の約2割が消費者被害への対応等を目的としているのに対して、第三者後見においては5%ほどにすぎない。これは、親族後見においては本人が消費者被害に遭うことを警戒し、その予防的措置として後見の利用を求め一方、第三者後見においては、比較的こうした動機を持ちにくいとされらる。

2.3. 後見制度利用の契機

続いて、後見制度利用を決めた契機について見てみる（図 2-4）。



まず、自発的に制度利用を決めたのか、それとも他者からの助言や紹介によって決めたのかを見てみると、全体的な傾向として、他者からの助言や紹介を契機としたものが全体の8割近くを占める。これを業態別にみると、親族後見においては自発的に決めたケースが全体の約3分の1、他者からの助言によるものが3分の2であるのに対し、第三者後見においては9割近くが他者からの助言によって後見制度の利用を決めている。

さらに、他者からの助言や紹介を契機として後見制度利用を決めたケースについて、より細かくその内容を業態別に見てみる。

まず親族後見において、（その他を除いて）最も多いのは、役所・社会福祉協議会（社協）・地域包括支援センター等の公共機関からの助言や紹介を契機とするものである（全体の2割弱）。次に多いのは金融機関や、専門職・不動産業者等による助言で、いずれも1割強となっている。さらに、病院、介護・福祉施設等からの助言によるものも約1割あり、その他（約2割）も含めて、さまざまな契機によって利用を決めていることが分かる。

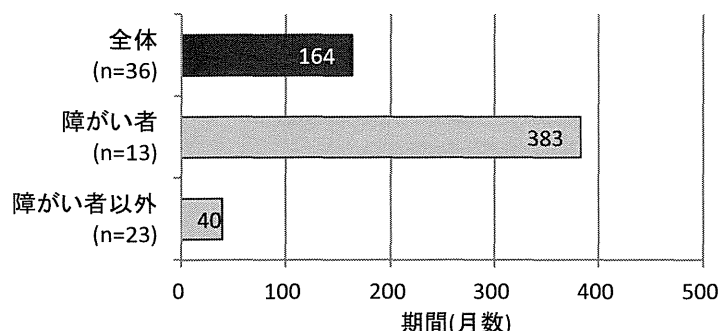
他方、第三者後見においては、親族後見と同じく、役所・社協等の公共機関からの助言・紹介を契機とするものが最も多く、約半数を占める。次に多いのは、病院や介護・福祉施設等（3割以上）、専門職や不動産業者等（1割強）となっており、金融機関やその他を契機とするものは僅かとなっている。

以上のことから、第三者後見においては、制度利用を決めた契機として、他者からの助言や紹介が特に多く、中でも公共機関や施設等からの助言や紹介が大きな割合を占めていることが分かる。

2.4. 症状発症から後見等開始までの期間

次に、認知症や精神・身体障がいなどの症状が発症してから、後見等が開始されるまでの期間について、障がい者とそれ以外に分けて見てみる（図 2-5）。

【図2-5】 症状発症から後見等開始までの期間



まず全後見事案については、症状発症から後見等が開始されるまでに、平均で約 14 年の時間が経過していた。また、これを障がい者に限って見てみると、その期間は約 32 年もの長期となっている。一方で、障がい者以外については、約 3 年 4 ヶ月と、かなり短い期間となっている。

これは、障がい者の中には、比較的若年の頃より症状が発症し（あるいは生まれつき障害をもっており）、これが長期間続いているケースが多く、それゆえに、発症から後見等開始までの期間が長くなっている（後見制度が創設されるずっと以前から障がいをもっている事案が多い）と考えられる。

2.5. 後見開始申立をめぐる状況

次に、後見開始申立における状況について把握する。

はじめに、申立の状況（誰が申立を行ったのか）について見てみる。

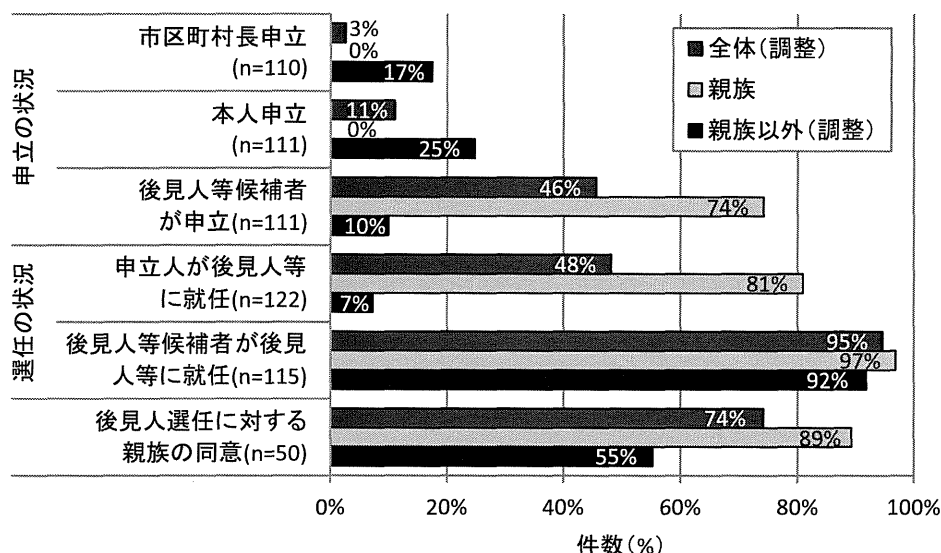
まず親族後見においては、市区町村長申立や本人申立はなく、後見人等候補者が申立を行うケースが全体の 4 分の 3 を占めていた（図 2-6）。他方、第三者後見においては、市区町村長による申立が 2 割弱、後見人等候補者による申立が約 1 割である一方、本人申立が全体の 4 分の 1 を占めていた。これは、第三者後見においては、実際の申立を市区町村長や専門職等の第三者が行っているにも関わらず、形式的に本人申立、あるいはその親族による申立としているケースが多いためである。

次に、選任の状況（誰が後見人等に選任されたのか）と、後見人選任に対する親族の同意について見てみる。

まず親族後見においては、後見人等候補者が申立をする割合と、申立人が後見人等に就任する割合が、ともに 4 分の 3 以上と多数を占め、さらに後見人等候補者が後見人等に就任する割合がほぼ 100% 近くとなっている。このことから、親族後見においては、本人の親族が、自らを後見人等候補者として申立を行い、そのまま自らが後見人等に就任するケースが大部分を占めていることが分かる。また、親族後見においては、後見人選任に対する親族の同意はおおむね得られており（全体の約 9 割）、裁判所から後見人等候補者の就任が拒否されることもほとんどない。

他方、第三者後見においては、既に述べたように実際の申立を第三者（首長や専門職など）が行いながら、形式的に本人や親族を申立人とし、後見人等候補者を専門職等としているケースが多い。

[図2-6] 申立めぐる状況



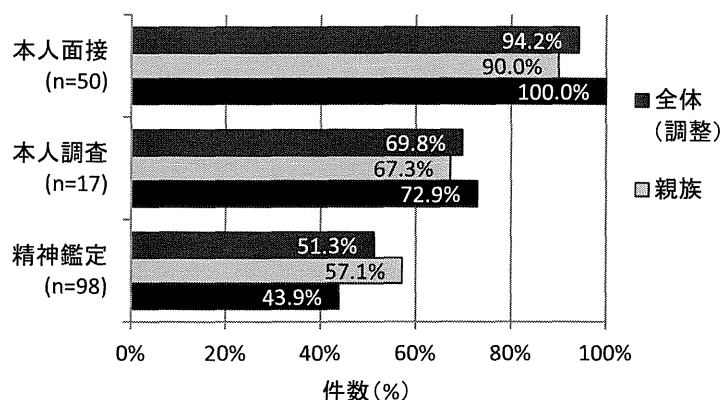
そのため、後見人等候補者による申立の割合も、申立人が後見人等に就任する割合も、ともに1割未満と少なくなっている。

さらにつけ加えれば、本人の親族が自らを後見人等候補者として申立を行っても、まれに裁判所から後見人等の就任を拒否されるケースがある。その例としては、本人の資産が多額である場合や、親族間に紛争が生じている場合が挙げられる。このような場合には、後見人選任に対する親族の同意は得られにくく、裁判所は後見人等候補者の代わりに弁護士等の専門職を選任するケースが多い（この場合、結果として第三者後見となる）。このことは、第三者後見において、後見人選任に対する親族の同意が親族後見に比べて低く、全体の6割弱にとどまっていることから推測される。

2.6. 本人調査と精神鑑定

次に、後見開始申立の審理過程（本人面接、本人調査、精神鑑定の実施）について概観する（図2-7）。

[図2-7] 本人面接、本人調査、精神鑑定の実施率



まず、家庭裁判所による本人の面接の実施率についてみると、後見案件全体の9割以上の案件で本人面接が実施されていた。このうち、親族後見においては若干（約1割）本人面接を行わないケースもあるが、第三者後見においてはほぼ全案件で家庭裁判所による面接が行われていた。さらに、本人調査（調査官等によって行われる当該事案に関するより詳細な調査）についても、全案件の約3分の2で実施されていた。

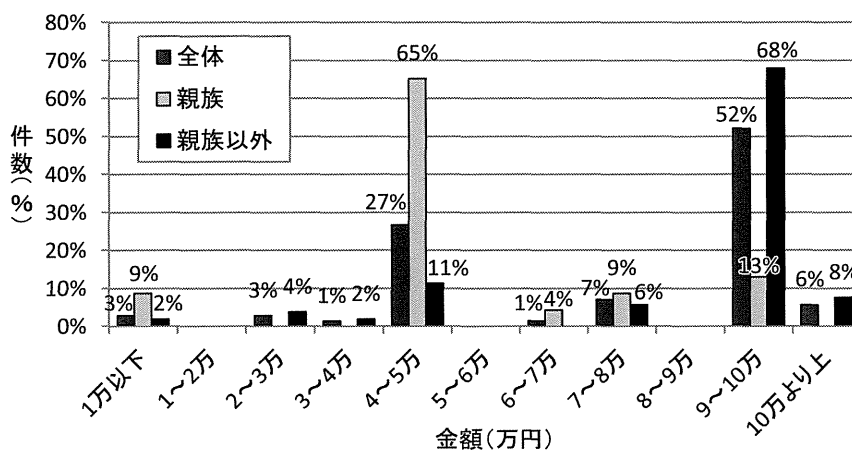
このことから、裁判所による審理過程では、ほとんどの場合において本人の面接が行われ、また多くのケースで本人調査が行われていることが分かる。逆に、本人が植物状態などの場合には本人面接は実施されず、また特に問題のない事案については、通常、本人調査は実施されないようである。

また、本人の精神鑑定の有無についてみると、全体の半数の案件で鑑定が行われていた。これを業態別に見てみると、親族後見においては精神鑑定の実施率が6割近くであるのに対し、第三者後見では4割強とやや少ない。

なお、本人の後見類型を決める際の判断材料として、かつては精神鑑定が頻繁に実施されてきたが、近年ではその実施率は低下傾向にあり、2011年の後見全体の案件における実施率は13.1%であった（最高裁、「成年後見事件の概況（2011年度）」）。

さらに、この精神鑑定における鑑定料の金額の分布を見てみる（図2-8）。

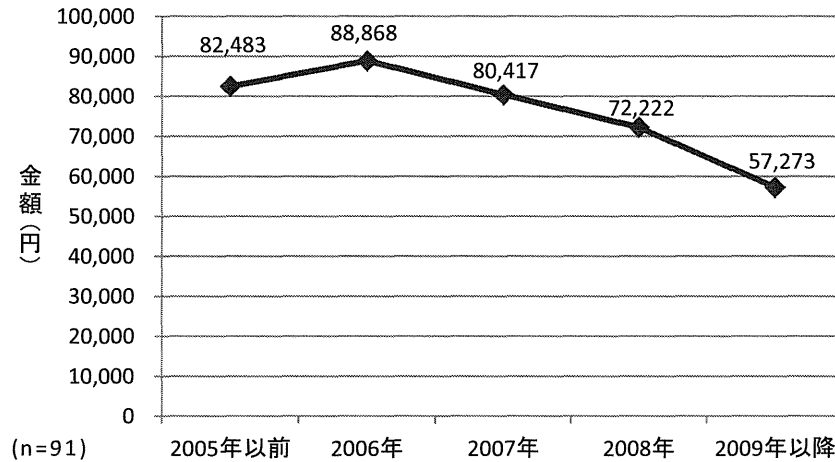
[図2-8] 鑑定料の分布



すると、親族後見の場合には約5万円の件数が全体の6割強を占める一方で、第三者後見の場合には約10万円の件数が約7割を占めており、鑑定料の相場がこれらの水準にあることがうかがえる。ただし、鑑定料の金額が、本人の病状ではなく、もっぱら後見人の業態によって大きな差異が生じている（なぜか第三者後見の方が割高になっている）という事実は、鑑定料の算定根拠の客観性に疑義を抱かせるものであるといえる。

なお、この鑑定料は近年低下傾向にあり、2006年の平均鑑定料が約89,000円であったのに対して、2009年以降の鑑定料の平均額は約57,000円となっている（約4割の低下）（図2-9）。

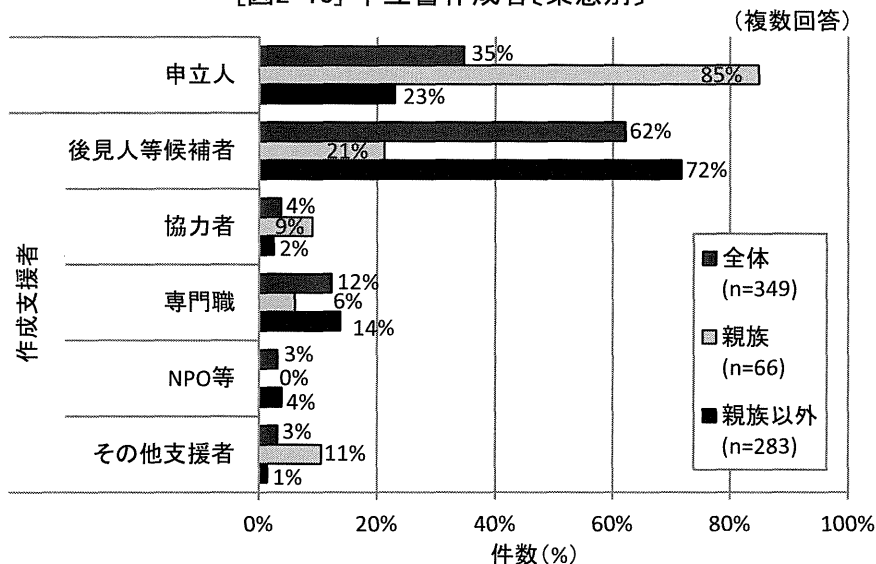
[図2-9] 平均鑑定料の推移



2.7. 後見等開始申立書の作成

次に、複数回答にて収集されたデータをもとに、後見等開始申立書の作成者について概観する（図2-10）。

[図2-10] 申立書作成者〔業態別〕



まず親族後見においては、ほとんどの場合、申立人自身が申立書を作成していることが分かる（親族後見全体の8割強）。また、後見人等候補者が申立書を作成（あるいはその支援）を行うケースが約2割、協力者が1割弱、専門職が約6%となっている。

他方、第三者後見については、申立人が自ら申立書を作成する例は全体の4分の1程度にとどまっているのに対して、後見人等候補者がその作成（ないし支援）を行っている例は全体のおよそ7割にも達している。また、専門職がこれに携わるケースは1割強となっている。このことから、第三者後見の場合には、（申立人が誰であるかにかかわらず）専門職、社協、市民後見人等の後見人等候補者が、実質的な申立書の作成主体になっていることが分かる。

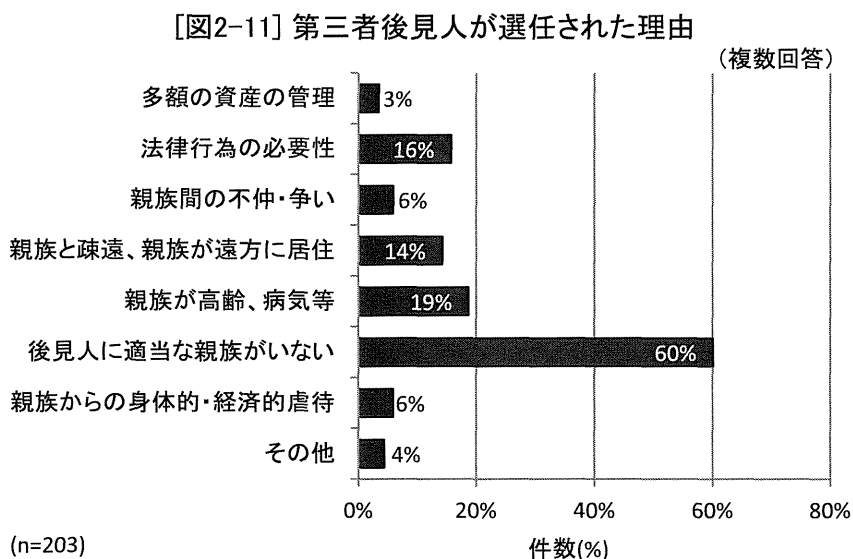
2.8. 第三者後見人および監督人選任の理由

2.8.1. 第三者後見人選任の理由

次に、第三者後見人および監督人の選任が行われた理由について検討する。

一般に後見の形として、1人の本人に対して1人（あるいは複数）の親族が後見人としてつくというのが、後見の基本的な形態である。しかし、何らかの理由で親族が後見人につくことが困難な事案や、専門職等が親族後見人をサポートする必要がある事案等も少なからず存在している。具体的には、専門職や社会福祉協議会、市民後見人等が、親族の代わりに後見人として選任されるケースや、専門職後見人が親族後見人をサポートするために複数後見人として選任されるケース、さらには親族後見人を監督するために専門職等の後見監督人が選任されるといったケースである。

そこで、第三者の後見人等が選任された事案について、その理由（なぜ親族ではなく第三者が選任されたのか）を調査した結果をみると、次のような特徴が指摘される（図2-11）。



第一に、親族に後見人等を任せられる適任者がいない、ということを経由とするものが非常に多いという点である。

具体的な理由としては、「後見人に適当な親族がない」が最も多く、全体の約6割を占めていた。さらに「親族が高齢、病気等」（約2割）、「親族と疎遠、親族が遠方に居住」（1割強）も同じく、親族に適任者が不在であることを理由とするものであり、これら3つの項目で全体の約9割にも達している。これらのほかに、「親族間の不仲・争い」（後見や相続等をめぐって親族間に争いがあり、その中の親族の1人に後見を任せるのは適当ではない、と裁判所によって判断されたケースなど）、「親族からの身体的・経済的虐待」も若干数みられた（いずれも1割以下）。

第二に、（しばしば専門職の優位性が主張される）専門性の高い財産管理や法律行為などの必要性を経由とする第三者の選任は、実際には限定的なものにとどまっている、という点である。

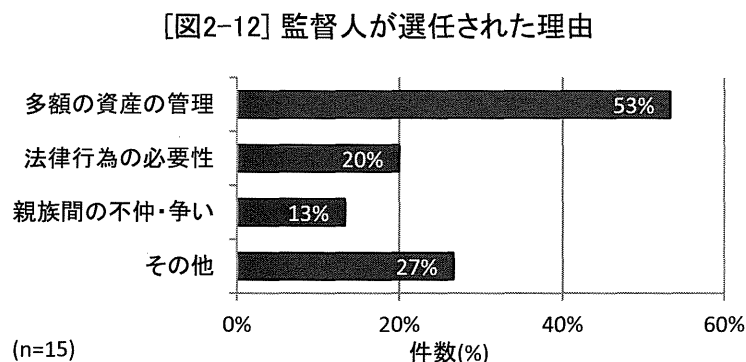
例えば、「多額の資産の管理」（本人の保有資産が一定額以上あり、親族後見人ではこれを管理

することが難しい、と裁判所によって判断されたケースなど)は、わずか3%程度にとどまっているほか、「法律行為の必要性」(近い将来、訴訟や不動産売却等、法律行為を行うことが予定されており、法律専門職等を選任しておいた方が適当、と裁判所によって判断されたケースなど)も全体の2割弱であった。

このように、後見人等として第三者が選任される理由としては、法律業務等における専門職の優位性といった積極的な理由によるものよりも、むしろ親族における適任者の不在といった消極的な理由によるものの方が圧倒的に多いことが分かる。

2.8.2. 後見監督人選任の理由

次に、後見人等を監督するために後見監督人が選任された事案について、その理由をみると次のようである(図2-12)。



監督人選任の理由としては、「多額の資産の管理」をあげるものが最も多く、全体の5割強と多数を占めていた。これに次いで、「法律行為の必要性」が約2割、「親族間の不仲・争い」が1割強であり、「その他」も3割弱にのぼった。

このように、裁判所からみて、親族には少々難しい案件とみなされるものについては、専門職等が後見監督人として選任される傾向がみられる。

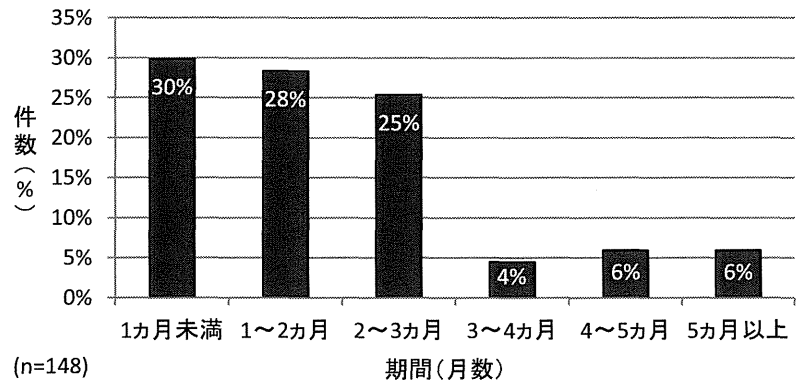
2.8.3. 後見等開始審判までの期間

最後に、後見等開始申立を行ってから裁判所によって後見等開始の審判がなされるまでの期間の長さについて概観する(図2-13)。

後見等開始申立から後見等開始の審判までにかかった期間をみると、最も件数が多いのは1ヵ月未満で全案件の約3割、次いで1～2ヵ月が3割弱、2～3ヵ月が2割強となっており、この3つで全体の8割以上を占めている。

このことから、多くの場合において、申立が行われてから3ヵ月以内には後見等開始の審判が行われていることが分かる。しかし一方で、審判までに長い時間を要した事案も少なからず存在しており、審判までに3ヵ月以上かかった事案が全体の2割弱にものぼっている。ただし、近年では後見等開始申立の審理期間が短縮化される傾向にあり、2011年には申立件数全体の82.4%が2ヵ月以内に審理を終えている(最高裁、「成年後見事件の概況(2011年度)」)。

[図2-13] 申立から開始審判までの期間の分布

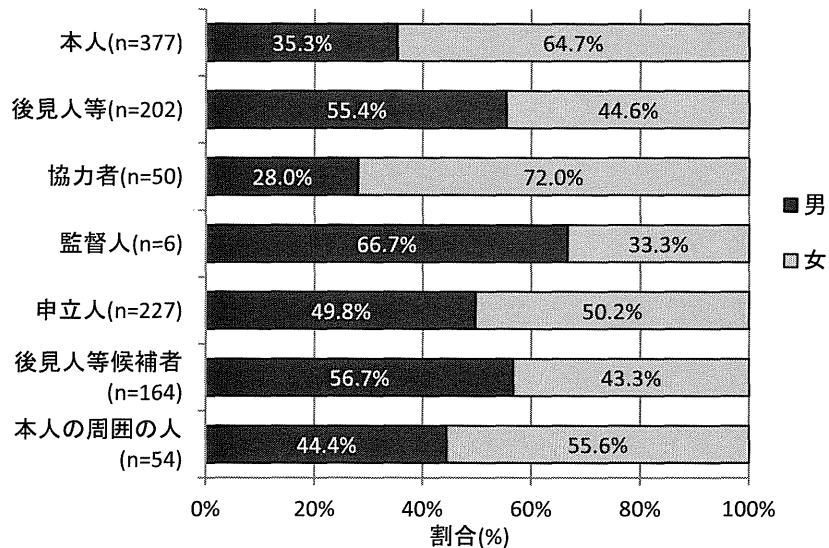


3. 後見関係者の社会的属性

3.1. 後見関係者の性別

後見関係者（本人、後見人等、協力者、申立人、後見人等候補者、本人の周囲の人など、後見に関係する人々）の性別について概観する（図 3-1）。

[図3-1] 後見関係者の男女比



まず本人についてみると、女性の比率が男性を上回っており、全体の約3分の2を占める。また協力者においても女性の比率が高く、全体の約4分の3にのぼる。申立人の男女比率は半々となっているが、一方で、後見人等、後見人等候補者、後見監督人では、男性が比較的高い割合を占めている。以下、関係者の種類ごとにその特徴をみていきたい。

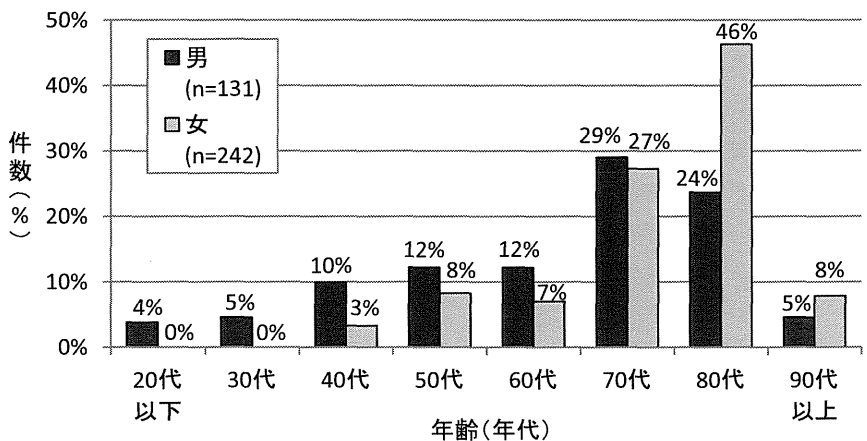
まず、「本人」については、約3分の2が女性によって構成されている。これは、女性の平均寿命の長さ、それによる認知症を患っている人の相対的多さに起因するものと考えられる。この点につき、男女別の年齢分布をみても、80歳代以上の女性の高齢者の多さが際立っている（図 3-2）。男性の場合、70歳代の年齢層がもっとも多く80歳代はその人数が減っているのに対して、女性の場合には80歳代が最も多くなっているのである（全体の半数近く）。

次に、「後見人等」（および「後見人等候補者」）の男女比をしてみる。前述のとおり全体では男性が過半数を占めているが、これを業態別にみた場合には、男女比に明確な差異がみとめられる。具体的には、第三者後見においては男性が6割強と過半数を占めている一方で、親族後見においては、逆に女性が過半数を占めているのである（図 3-3）。

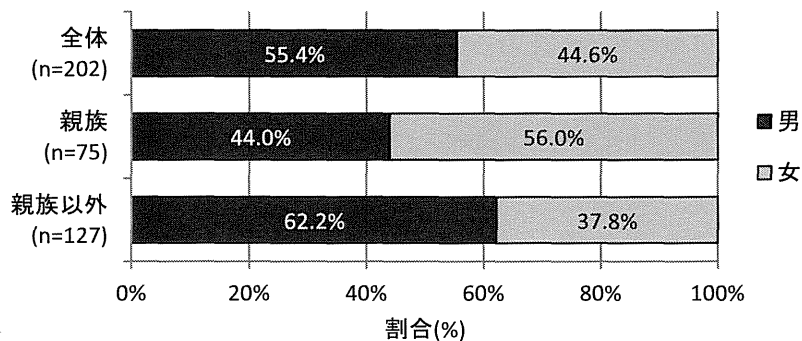
このことから、親族後見においては後見人等が女性によって担われるケースが比較的多く、対して第三者後見においては、男性によって担われるケースが多いという構図が見て取れる。また親族後見が、現在の日本の後見事案全体のおよそ6割を占めていること（最高裁、「成年後見事件の概況（2011年度）」）を考えあわせると、後見人等（支える側）ならびに本人（支えられる側）の双方において、女性が主体となっていることがうかがえる。

なお、こうした「女性が主体」という特徴は、「協力者」（後見人等の業務を親族等の立場から支援する者）において特に当てはまっており、協力者における女性の割合は全体の約4分の3にのぼっている。

[図3-2] 本人の男女別年齢分布



[図3-3] 後見人等の男女比〔業態別〕



3.2. 後見関係者の年齢

次に、後見関係者の年齢について見てみる（図 3-4）。

後見関係者の年齢の特徴について一言で言えば、一般に、後見関係者は比較的年配の人々によって構成されているといえることができる。

具体的に、後見に関わっている人々の年齢についてみていくと、支えられる側の本人の平均年齢が74歳、支える側の後見人などが50～60歳代となっており、支える側は支えられる側よりも若く、両者の差はおよそ10～20歳程度開いている。支える側（後見人など）の平均年齢を個別に見ていくと、「後見人等」の平均年齢が53歳、「申立人」のそれが67歳、「協力者」が57歳、「後見人等候補者」が53歳となっており、それぞれの平均年齢にはかなりの幅がみられる。一般に「申立人」の年齢が相対的にやや高く、「後見人等」は比較的若い傾向にある。この点、「後見人等」に限ってみれば、本人との平均年齢の差は約20歳もの開きがある。